

大阪公立大学工業高等専門学校職務限定職員給与規程

制 定 令和 3. 5. 31 規程 156

最近改正 令和 8. 3. 30 規程 97

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大阪公立大学工業高等専門学校職務限定職員就業規則（以下「職務限定職員就業規則」という。）第 45 条及び大阪公立大学工業高等専門学校有期職務限定職員就業規則（以下「有期職務限定職員就業規則」という。）第 9 条の規定により準用される職務限定職員就業規則第 45 条の規定に基づき、職務限定職員（大阪公立大学工業高等専門学校教職員就業規則第 3 条第 3 項第 1 号に規定する職務限定職員をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、事務職員とは、職務限定職員のうち、大阪公立大学工業高等専門学校の運営に関わる事務に従事する者をいう。

(給与の種類)

第 3 条 職務限定職員の給与は、給料、時間外勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び共同研究等貢献手当とする。

第 2 章 給料の支給基準

(給料)

第 4 条 職務限定職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 給料表は、別表に掲げるとおりとする。

3 新たに採用された職務限定職員の給料の号給は、1 号給とする。

(給料支給の始期及び終期)

第 5 条 職務限定職員の給料支給の始期及び終期については、大阪公立大学工業高等専門学校教職員給与規程（以下「教職員給与規程」という。）第 10 条の規定を準用する。

(給料の日割計算)

第 6 条 給料の日割計算については、教職員給与規程第 11 条の規定を準用する。

第 3 章 昇格及び昇給

(昇格)

第 7 条 職務限定職員は、昇格しない。

(昇給)

第8条 職務限定職員の昇給は、次条から第16条までの定めによるものとする。

(昇給の時期)

第9条 職務限定職員の昇給の時期は、1月1日(以下「昇給日」という。)とする。

(勤務成績の区分による昇給の号給数)

第10条 職務限定職員の昇給の号給数は、昇給させる年度の前年度の初日から末日までの期間における勤務成績の評価に応じ、それぞれ次の各号に定める号給数とする。

- (1) 勤務成績が優秀である者 4号給
- (2) 勤務成績が良好である者 2号給
- (3) 勤務成績がやや良好でない者 1号給
- (4) 勤務成績が良好でない者 0号給

2 職務限定職員の総数に占める前項第1号の規定の適用を受ける職務限定職員の数の割合は、100分の30を超えてはならない。

(勤怠による昇給の号給数の調整)

第11条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職務限定職員の昇給の号給数は、同条の規定により算定された昇給の号給数に相当する数から当該各号に定める号給数を減じて得た数(その数が0以下になる場合にあつては、0)とする。

- (1) 休職等の事由により、昇給日の13月前の日から昇給日の2月前の日の属する月の末日までの期間(当該期間の中途において新たに職務限定職員となった者にあつては、新たに職務限定職員となった日から昇給日の2月前の日の属する月の末日までの期間。以下「勤怠調査期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職務限定職員 1号給
- (2) 休職等の事由によって、勤怠調査期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職務限定職員 2号給
- (3) 勤怠調査期間において、欠勤が1日以上ある職務限定職員 1号給
- (4) 勤怠調査期間において、欠勤が3日以上ある職務限定職員 2号給

2 前項第1号及び第2号の休職等の事由は、次に掲げる事由とする。

- (1) 職務限定職員就業規則第11条第1項の規定による休職(同項第4号の規定による休職のうち、業務上の災害又は通勤上の災害によると認められるものを除く。)
- (2) 職務限定職員就業規則第35条の規定による業務傷病休業及び通勤傷病休業(以下「業務傷病休業等」という。)
- (3) 職務限定職員就業規則第41条第3号の規定による停職(以下「停職」という。)
- (4) 職務限定職員就業規則第50条の規定による就業の禁止により与えられた病気休暇
- (5) 職務限定職員就業規則第37条の規定により準用される大阪公立大学工業高等専門学校教職員の自己啓発等休業に関する規程の規定による自己啓発等休業(以下「自己啓発等休業」という。)

- (6) 職務限定職員勤務時間等規程第 17 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 29 条の規定による病気休暇（1 日単位のものに限り、第 4 号に該当するものを除く。）
- (7) 欠勤（1 日単位のものに限る。）
- (8) 職務限定職員勤務時間等規程第 18 条の規定により準用される教職員勤務時間等規程第 31 条第 2 項第 1 号の規定により理事長の承認を得て勤務しない日（1 日単位のものに限る。）

（懲戒処分等による昇給の号給数の調整）

第 12 条 前 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる職務限定職員の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数から当該各号に定める数を減じて得た数（その数が 0 以下になる場合にあつては、0 とする。）とする。

- (1) 昇給日前 1 年間（当該期間の中途において新たに職務限定職員となった者にあつては、新たに職務限定職員となった日から昇給日の前日までの期間。以下「懲戒処分等調査期間」という。）において、職務限定職員就業規則第 41 条第 1 号に掲げる戒告の処分を受けた職務限定職員 2 号給
- (2) 懲戒処分等調査期間において、職務限定職員就業規則第 41 条第 2 号に掲げる減給の処分を受けた職務限定職員 3 号給
- (3) 懲戒処分等調査期間において、停職の処分を受けた職務限定職員 4 号給
- (4) 懲戒処分等調査期間において、職務限定職員就業規則第 43 条に規定する文書による訓告を受けた職務限定職員 1 号給

2 前年の昇給において本条の規定の適用を受けた者のうち、前回勤怠調整後昇給号数（前年の昇給において前 2 条の規定により算定された昇給の号給数をいう。）から前回懲戒処分等減号数（前年の昇給において本条の規定により減じられることとなる号給数をいう。）を減じた数が 0 を下回っていた者の当年の昇給の号給数は、当年の昇給において前 2 条及び前項の規定により算定される昇給の号給数から当該下回っていた数を減じて得た数（その数が 0 以下になる場合にあつては、0 とする。）とする。

（年齢による昇給の号給数の抑制）

第 13 条 前 3 条の規定にかかわらず、昇給させる年度に属するいずれかの日に 56 歳以上となる職務限定職員の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数を 2 で除して得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数とする。）とする。

（勤務期間に応じた昇給の号給数）

第 14 条 前 4 条の規定にかかわらず、前年の昇給日後に新たに職務限定職員となった者の昇給の号給数は、これらの規定により算定された昇給の号給数に、新たに職務限定職員となった日から昇給日の前日までの期間の月数（1 月未満の端数があるときは、これを 1 月とする。）を 12 月で除した数を乗じて得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）とする。

(昇給しない職務限定職員)

第 15 条 前 5 条の規定による号給数が 0 となる職務限定職員は昇給しない。

(最高号給を超える場合の号給)

第 16 条 第 10 条から第 14 条までの規定にかかわらず、これらの規定により算定された号給が、昇給日に最高の号給を超える場合は、最高の号給をもって昇給後の号給とする。

第 4 章 諸手当の支給基準

(時間外勤務手当)

第 17 条 職務限定職員の時間外勤務手当の支給については、教職員給与規程第 26 条の規定を準用する。

(夜間勤務手当)

第 18 条 職務限定職員の夜間勤務手当の支給については、教職員給与規程第 27 条の規定を準用する。

(時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額)

第 19 条 職務限定職員の時間外勤務手当等の計算の基礎となる勤務 1 時間当たりの給与額の計算については、教職員給与規程第 29 条の規定を準用する。

(時間外勤務手当等の計算)

第 20 条 職務限定職員の時間外勤務手当等の計算については、教職員給与規程第 30 条の規定を準用する。

(通勤手当)

第 21 条 職務限定職員の通勤手当の支給については、教職員給与規程第 22 条の規定を準用する。

(共同研究等貢献手当)

第 21 条の 2 共同研究等貢献手当については、教職員給与規程第 32 条の 3 の規定を準用する。

第 5 章 期末手当及び勤勉手当

(期末手当及び勤勉手当)

第 22 条 6 月 1 日又は 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する職務限定職員には、大阪公立大学工業高等専門学校職務限定職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程（以下「職務限定職員期末手当規程」という。）に定めるところにより、期末手当及び勤勉手当を支給する。これらの基準日前 1 月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職務限定職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

第 6 章 休職者等の給与

(休職者等の給与)

第 23 条 職務限定職員の休職者等の給与の支給については、教職員給与規程第 5 章の規定を準用する。

第 7 章 給与の減額

(給与の減額)

第 24 条 職務限定職員の給与の減額については、教職員給与規程第 41 条から第 43 条までの規定を準用する。

第 8 章 給与の計算期間、支払日及び支払方法

(給与の支払方法等)

第 25 条 職務限定職員の給与の支払方法等については、教職員給与規程第 7 章の規定を準用する。

第 9 章 再雇用職務限定職員の給与

(再雇用職務限定職員の給与)

第 26 条 次条に定義する再雇用職務限定職員の給与について、本章に定めのある事項はその定めによるものとする。

2 再雇用職務限定職員の給与は、給料、時間外勤務手当、夜間勤務手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当及び共同研究等貢献手当とする。

(定義)

第 27 条 再雇用職務限定職員とは、大阪公立大学工業高等専門学校職務限定職員の再雇用に関する規程（以下「職務限定職員再雇用規程」という。）の適用を受ける者をいい、この規程における次の各号の用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム再雇用職務限定職員 職務限定職員再雇用規程第 2 条第 2 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 38 時間 45 分である者をいう。

(2) パートタイム再雇用職務限定職員 職務限定職員再雇用規程第 2 条第 3 項に規定する 1 週間の所定勤務時間が 37 時間 30 分を超えない者をいう。

(給料)

第 28 条 再雇用職務限定職員には、所定の勤務時間による勤務に対し、その職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 新たに再雇用職務限定職員となった者の給料月額は、次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定めるところによる。

(1) フルタイム再雇用職務限定職員 その者が占める職務に適用される給料表の 1 号給の金額

(2) パートタイム再雇用職務限定職員 前号の金額に次の計算式によって得られる率を乗じて得られる金額（1 円未満の端数は切り捨てる。）

1 週当たりの所定勤務時間

38.75

(昇給)

第 29 条 再雇用職務限定職員は、昇給しない。

(通勤手当及び時間外勤務手当)

第 30 条 再雇用職務限定職員の通勤手当及び時間外勤務手当の支給については、教職員給与規程第 57 条及び第 58 条の規定を準用する。

第 10 章 雑則

(給与を受ける権利の処分禁止等)

第 31 条 職務限定職員の給与を受ける権利の処分禁止等については、教職員給与規程第 9 章の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

(用語の定義)

2 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旧給与規程 (旧) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員給与規程をいう。
- (2) 旧就業規則 (旧) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員就業規則をいう。
- (3) 旧勤務時間等規程 (旧) 大阪府立大学工業高等専門学校教職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程をいう。
- (4) 非常勤教職員等 大阪府立大学工業高等専門学校非常勤教職員等就業規則の適用を受ける者をいう。
- (5) 無期雇用教職員等 大阪府立大学工業高等専門学校無期雇用教職員等就業規則の適用を受ける者をいう。
- (6) 高専区分職務限定職員 この規程が適用される職務限定職員のうち、非常勤教職員等及び無期雇用教職員等から引き続いて職務限定職員となった者並びに本法人の採用の日に高専事業場で勤務する者(第 9 号の職員を除く。)をいう。
- (7) 承継教職員 大阪府立大学工業高等専門学校教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規程(以下「教職員期末勤勉手当規程」という。)附則第 2 項第 6 号に規定する承継教職員をいう。
- (8) 高専区分教職員 教職員期末勤勉手当規程附則第 2 項第 7 号に規定する高専区分教職員をいう。
- (9) 高専再雇用職務限定職員 職務限定職員再雇用規程第 2 条第 1 項に規定する再雇用職務限定職員のうち、高専区分職務限定職員から再雇用職務限定職員となった者を

いう。

(10) 再雇用職員 大阪府立大学工業高等専門学校職員の再雇用に関する規程（以下「再雇用規程」という。）第2条第1項に定める再雇用職員をいう。

(11) フルタイム再雇用職員 再雇用規程第2条第2項に定めるフルタイム再雇用職員をいう。

(12) パートタイム再雇用職員 再雇用規程第2条第3項に定めるパートタイム再雇用職員をいう。

（区分職務限定職員の適用）

3 高専区分職務限定職員について、次の表に定めるとおり、この規程の規定（この規程の規定により準用される規定を含む。以下同じ。）の一部は、取扱いの終了時期欄までの期間、適用開始を猶予し、その間、適用開始までの取扱い欄のとおり取り扱う。

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第5条の規定により準用される教職員給与規程第10条	旧給与規程第9条を準用する。	令和4年3月31日
第6条の規定により準用される教職員給与規程第11条	旧給与規程第9条を準用する。	令和4年3月31日
第17条の規定により準用される教職員給与規程第26条	旧給与規程第19条及び第20条を準用する。	令和4年3月31日
第18条の規定により準用される教職員給与規程第27条	旧給与規程第21条を準用する。	令和4年3月31日
第19条の規定により準用される教職員給与規程第29条	旧給与規程第32条を準用する。	令和4年3月31日
第20条の規定により準用される教職員給与規程第30条	旧給与規程第31条を準用する。	令和4年3月31日
第21条の規定により準用される教職員給与規程第22条	旧給与規程第16条を準用する。	令和4年3月31日
第22条	承継教職員の例により期末手当を支給する。ただし、令和3年6月1日を基準日とする期末手当にかかる在職期間は、	令和4年3月31日

	無期雇用教職員等の在職期間（令和3年4月1日以降の期間に限る。）を通算し、期末手当の支給日については、令和3年6月1日を基準日とする場合は、令和3年7月の給与支給日とし、令和3年12月1日を基準日とする場合は、令和3年12月の給与支給日とする。	
第23条の規定により準用される教職員給与規程第5章	旧給与規程第29条を準用する。	令和4年3月31日
第24条の規定により準用される教職員給与規程第41条から第43条まで	旧給与規程第30条、第30条の2及び第32条を準用する。	令和4年3月31日
第25条の規定により準用される教職員給与規程第7章	旧給与規程第8条を準用する。	令和4年3月31日

（再雇用職務限定職員の適用）

- 4 高専再雇用職務限定職員について、次の表に定めるとおり、この規程の規定の一部は、取扱いの終了時期欄までの期間、適用開始を猶予し、その間、適用開始までの取扱い欄のとおり取り扱う。

該当条項	適用開始までの取扱い	取扱い終了時期
第5条の規定により準用される教職員給与規程第10条	旧給与規程第9条を準用する。	令和4年3月31日
第6条の規定により準用される教職員給与規程第11条	旧給与規程第9条を準用する。	令和4年3月31日
第18条の規定により準用される教職員給与規程第27条	旧給与規程第21条を準用する。	令和4年3月31日
第19条の規定により準用される教職員給与規程第29条	旧給与規程第32条を準用する。	令和4年3月31日
第20条の規定により準用される教職員給与規程	旧給与規程第31条を準用する。	令和4年3月31日

第 30 条		
第 22 条	高専区分教職員である再雇用職員の例により期末手当を支給する。ただし、令和 3 年 6 月 1 日を基準日とする期末手当にかかる在職期間は、無期雇用教職員等の在職期間（令和 3 年 4 月 1 日以降の期間に限る。）を通算し、期末手当の支給日については、令和 3 年 6 月 1 日を基準日とする場合は、令和 3 年 7 月の給与支給日とし、令和 3 年 12 月 1 日を基準日とする場合は、令和 3 年 12 月の給与支給日とする。	令和 4 年 3 月 31 日
第 23 条の規定により準用される教職員給与規程第 5 章	旧給与規程第 29 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 24 条の規定により準用される教職員給与規程第 41 条から第 43 条まで	旧給与規程第 30 条、第 30 条の 2 及び第 32 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 25 条の規定により準用される教職員給与規程第 7 章	旧給与規程第 8 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 30 条の規定により準用される教職員給与規程第 57 条	旧給与規程第 16 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日
第 30 条の規定により準用される教職員給与規程第 58 条	旧給与規程第 19 条及び第 20 条を準用する。	令和 4 年 3 月 31 日

（令和 4 年 1 月 1 日の昇給にかかる取扱い）

- 5 高専区分職務限定職員の令和 4 年 1 月 1 日の昇給にかかる休職等の事由は、第 11 条第 2 項の規定にかかわらず、次の表に定めるとおりとする。

期間	休職等の事由
令和 3 年 6 月 1 日以降の期間	（旧）大阪府立大学工業高等専門学校教職員の初任給、昇格・昇給等に関する規程第 17 条第 3 項各号に掲げる事由以外の勤務してい

	ない事由
--	------

(令和5年1月1日の昇給の勤怠調査期間にかかる休職等の事由)

- 6 令和5年1月1日の昇給の勤怠調査期間のうち、令和4年3月31日までの間の次の表の高専区分職務限定職員の欄に掲げる休職等の事由により勤務しなかった日は、対応する事由欄に掲げる休職等の事由により勤務しなかった日とみなす。

高専区分職務限定職員	対応する事由
職務限定職員就業規則附則第5項の規定により準用される旧就業規則第15条第1項の規定による休職（同項第4号の規定による休職のうち、業務上の災害又は通勤上の災害によるものを除く。）	第11条第2項第1号に掲げる事由
職務限定職員勤務時間等規程附則第3項の規定により準用される旧勤務時間等規程第19条の規定による病気休暇（1日単位で取得したものに限り、業務上又は通勤上の負傷又は疾病によるものを除く。）	第11条第2項第6号に掲げる事由

(60歳を超える職務限定職員の給料に関する特例)

- 7 当分の間、職務限定職員の給料月額、当該職務限定職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後、当該職務限定職員の受ける給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 8 前項の規定にかかわらず、前項の規定による特定日以後の給料月額が当該職務限定職員の属する職務の級の1号給の給料月額に達しないこととなる職務限定職員の特定期以後の給料月額は、当該職務限定職員の属する職務の級の1号給の給料月額とする。
- 9 前2項の規定は、有期職務限定職員には適用しない。

附 則（令和4.3.31 規程 437）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5.3.31 規程 142）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6.3.18 規程 32）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和8.3.30 規程 97）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表

事務職員等給料表

号給	月額
1	215,600
2	216,400
3	217,200
4	218,000
5	218,800
6	219,600
7	220,400
8	221,200
9	222,000
10	222,800
11	223,600
12	224,400
13	225,200
14	226,000
15	226,800
16	227,600
17	228,400
18	229,200
19	230,000
20	230,700
21	231,400
22	232,100
23	232,800
24	233,500
25	234,200
26	234,900
27	235,600
28	236,300
29	237,000
30	237,700
31	238,400

32	239,100
33	239,800
34	240,500
35	241,200
36	241,900
37	242,600
38	243,300
39	244,000
40	244,600
41	245,200
42	245,800
43	246,400
44	247,000
45	247,600
46	248,200
47	248,800
48	249,400
49	250,000
50	250,600
51	251,200
52	251,800
53	252,400
54	253,000
55	253,600
56	254,200
57	254,800
58	255,400
59	256,000

備考：この表は、事務職員に適用する。